生活保護のしおり

～　申請をされる方へ　～

このしおりは、社会福祉事務所に生活保護の相談をされる方に知っていただきたい生活保護のしくみや、申請の手続きについて説明したものです。



柳井市社会福祉事務所　・　社会福祉課

電話　２２－２１１１　　内線　１８３・１８４・１８５

2025.5 月改定

◎生活保護とは

憲法第２５条に規定する理念に基づき、資産や能力など、すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

◎保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

○資産の活用

預貯金や、生活に利用されていない土地・家屋などがあれば売却などし、生活費に充ててください。

○能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

○あらゆるものの活用

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

○扶養義務者の扶養

親族などから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用され、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

○保護の手続き

◎相談

生活に困り、保護を受けたい方は、お住まいの地区の民生委員または、直接社会福祉事務所に相談してください。生活保護制度の説明をさせていただくとともに、各種社会保障施策などの活用について検討します。

◎申請

保護の申請に必要な書類は、社会福祉事務所で交付しています。

◎調査

生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために、以下のような調査を実施します。

○生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問など）
○預貯金、保険、不動産などの資産調査
○扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）の可否の調査
○年金などの社会保障給付、就労収入などの調査
○就労の可能性の調査

調査期間は、およそ2週間ですが、事情によりそれ以上かかることがあります。

◎決定

調査に基づき、最低生活基準とあなたの世帯の収入を比較し、申請から原則１４日以内に保護の決定を行います。

◎通知

保護が適用される場合は、保護決定通知書を交付し、保護が適用されない場合には、保護申請却下通知書を交付します。なお、保護決定通知書の交付があってから、実際に保護費が支払われるまでは、１～２週間程度かかります。

○保護の申請後は

◎能力の活用

保護の申請をされても、働くことができる人は、能力に応じて働いてください。

また、仕事のない人は、職業安定所などを活用し、一日も早く仕事に就けるよう努力してください。

◎収入の申告

申請中に収入があった場合には、社会福祉事務所に申告してください。収入には、働いて得るお金のほかに、生命保険や損害保険からの保険金・給付金・配当金や、交通事故などによる慰謝料、親族からの援助なども含まれます。

◎扶養義務者の援助

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹）からの援助が受けられるよう努力してください。社会福祉事務所からも援助をお願いする文書を送付することがあります。

◎資産の活用

預貯金や生命保険、その他活用できる資産のうち、生活費として使えるものは、暮らしのため活用してください。

◎生活保護以外の制度の活用

年金・手当など他の法律で利用できる制度は、すべて受けるようにしてください。

◎医療機関への受診

生活保護申請中に医療機関へかかる場合は、事前に社会福祉事務所へご相談ください。